

地方独立行政法人くらて病院 第3期 中期計画

地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）は、公的医療機関として地域住民の健康の維持・増進を図るため、救急医療及び高度医療をはじめとする安全で良質な医療等を提供する町内唯一の病院及び介護老人保健施設である。その使命を確実に果たすため、医療需要の変化や医療・介護制度に関する課題を的確に捉えた上で、地方独立行政法人制度の特長である自律性及び柔軟性を最大限に発揮した法人運営を心掛け、医療・介護の質の更なる向上及び財政の健全化に取り組むことで、地域住民の期待と信頼に応える法人づくりを目指す。

鞍手町長から示された、中期目標を達成するべく、次のように中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

地域の中核病院として、地域住民の救急医療へのニーズにこたえるため、24時間365日の救急体制を維持する。また、近隣消防署や地域医療機関と連携し、地域の救急医療水準の向上を図る。脳血管疾患や心疾患、交通外傷など、これまで受入れが難しかった疾患に対して、医師を招聘し受入れ体制の構築を図る。

当院で対応が困難な重篤な救急に関しては、近隣の高次機能医療機関と連携し迅速かつ適切な対応を行う。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
救急搬送受入患者数	587人	650人
救急車応需率	—	93%
時間外受入患者数	1,860人	2,200人

(2) 不足する医療機能の補完

地域の診療所が提供しておらず、当院に専門医がいない診療分野は非常勤医師による外来診療を提供する。地域住民の医療需要に即した診療体制及び診療機能の補完を積極的に行う。

子育て世代からの要望が多い小児科については、常勤医を招聘しかかりつけ医として選ばれるよう外来診療の充実に取り組む。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
眼科診療日数	半日×2回/週	半日×3回/週
耳鼻咽喉科診療日数	半日×3回/週	半日×3回/週
小児科診療日数	半日×3回/週	常勤

(3) 予防医療の取り組み

地域住民の健康維持・増進を図るため、町や関係機関と連携・協力し各種検診や住民健診などを積極的に推進していく。健康教室は引き続き専門医及び関係部署が講師を担当し、地域の患者の特性を踏まえた内容による講演を行い、地域住民の予防医療に取り組んでいく。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
検診受診者数	429人	500人
健康教室参加者数	351人	400人

(4) 介護サービスの提供

利用者のニーズを把握し、常に在宅復帰及び在宅生活の維持を念頭に置き、疾病管理、リハビリテーションの実施及びレクリエーションの提供などの施設サービスの充実に取り組む。利用者に安全安心な施設サービスを提供するために、医療安全対策や感染防止対策は医療機関の取り組みと同様のものとし常に質の向上を図る。

利用者増に関しては、施設相談員が中心となり、当院の地域連携室及び居宅介護支援事業所だけでなく、近隣の医療機関、居宅介護支援事業所及び関係機関等と連携を図ることで、安定的な利用者確保に努める。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
利用者数（入所）	18,709人	20,805人
利用者数（通所）	14,848人	17,613人
居宅介護支援事業所利用者数	371件	660件

(5) 積極的な情報発信

ホームページにおいては、病院は診療分野では提供する診療内容やその体制、診療実績、医師紹介、看護や技術部門ではそれぞれの取組や教育体制、また、診療科別の健康教室等の当院の機能や取組を公開していく。介護老人保健施設では、サービスの内容や様々な取組みなど利用者が求める情報を発信していく。また、定期的に赴任医師の紹介や疾病情報など地域住民が関心のある広報誌の発刊を行う。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
情報誌年間発刊数	2回	2回

(6) 災害時における対応

近年、頻発する自然災害、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、鞍手町唯一の病院として、町、関係機関及び関係団体と連携し、医療救護活動等を迅速かつ適切に行い、災害時も運用が行える体制を構築し医療拠点としての役割を果たすと共に福祉避難所として迅速かつ的確に対応する。

2 利用者本位の運営の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

病院は主治医及び地域連携室が、介護老人保健施設は相談員及びケアマネージャが中心となり、患者、家族、利用者及び地域住民に対して、医療、介護、福祉など様々な相談に応じる。病院及び介護老人保健施設は、相互間の連絡を密にし、支援が必要な方に入院入所から退院退所まで安心して療養できる体制を構築し提供する。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
相談件数（病院）	4,753人	5,044人
相談件数（介護老人保健施設）	507人	558人

(2) 利用者の満足度の向上

定期的に患者及び利用者アンケートを実施、その結果を分析することにより、改善を図り満足度の向上を目指す。患者、家族及び利用者が満足する病院であり続けるために、常時意見箱を設置し頂いた意見に対して改善取組を行い患者・利用者本位の病院・介護施設づくりを実践する。

		令和元年度実績値	令和6年度目標値
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	65.0%	80.0%
	（外来）	65.0%	80.0%
患者満足度調査（接遇）	（入院）	69.0%	80.0%
	（外来）	66.0%	80.0%
患者満足度調査（環境等）	（入院）	56.0%	90.0%
	（外来）	34.0%	90.0%

3 良質な医療・介護の提供

(1) チーム医療の推進

医療の現場において、通常の診療に加え、安全対策、感染対策、認知症、褥瘡および栄養など様々なスタッフによるチーム医療の推進が図られている。当院においても、様々なチームを編成し、患者様中心の医療を提供している。今後も必要に応じて横断的なチームを構築し、チーム医療の推進を図ると共に、良質な医療・介護の提供を推進する。

(2) 安心安全な医療・介護サービスの提供

安心安全な医療を提供するために、医療安全対策と院内感染防止を徹底する。インシデントの分析結果を共有し、アクシデントの防止に努める。

また、近隣病院と医療安全に対する取組や改善策などの情報交換を行うことにより自院の医療安全対策を強化する。院内感染に関しては、常に最新の情報を迅速に発信し啓発している。また院内及び施設内を定期的に巡回することで、院内感染の予防を徹底する。

医療安全と院内感染に対して院内研修を実施し全職員共通の知識や手技手法が行える体制の構築を徹底する。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
医療安全院内研修会の開催	9回	12回
医療安全院内研修参加率	96.9%	100.0%
院内感染防止対策研修会の開催	2回	2回
院内感染防止対策研修会参加率	98.3%	100.0%

(3) 人材育成

職務、職責に応じた階層別研修やテーマ毎に開催する院内研修会の充実を図るとともに、院外の研修等も活用しながら職員の資質の向上を図る。また、職員の学会参加や論文発表を推進し、各種認定資格等の取得支援を行うことなどにより、専門知識・スキルを有した人材の育成を図る。

4 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高次機能医療機関との迅速かつ円滑な連携

地域住民に対して提供できない高度な医療分野においては、近隣の大学病院や高次機能医療機関と連携を図り、患者の急変時などに迅速に対応できる体制を維持する。また、地域連携室を中心として、大学病院や近隣高次機能医療機関からの患者受け入れを推進する。

(2) 地域との連携・訪問の推進

行政、近隣の医療機関、介護事業所及び関連団体と連携・協力し地域の中核病院としての役割を果たす。そのために、地域ケア会議に参画し支援者が直面している問題等に専門的立場で提言する。また、鞍手町包括支援センターと共同し、医療・看護・介護従事者の情報共有や教育を通してレベルアップを図る。

切れ目のない医療・介護の提供として、訪問看護ステーションの機能充実を図り、24時間365日において地域住民の健康維持をサポートする。

また、町民が出来る限り町内の医療機関で外来診療を完結できるよう受診状況を把握し、くらすて病院と診療所が連携を強化するとともに、需要に即した診療体制の構築を図る。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
紹介率（全体）	37.5%	38.3%
紹介件数（町内医療機関）	399件	440件
逆紹介率（全体）	19.3%	30%
逆紹介件数（町内医療機関）	200件	220件
訪問看護ステーション利用者数	73人	76人
訪問看護ステーション延べ利用件数	2,796回	2,964回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の構築

(1) 運営管理体制の確立

地域の医療・介護環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、また中期計画や年度計画達成のため、理事会のほか、各委員会にて進捗の確認と対応策を検討し実行に移していく。また、現場のスタッフの意見や発想を実現させるために、システムにて提案できる環境を構築し理事会等で協議検討を行い業務の改善に繋げていく。

(2) 職員参画意識の高揚

中期計画及び年度計画を全職員に周知し、達成状況を運営会議で報告するとともに、全ての職員が閲覧できる環境を整備する。

職員のモチベーション維持・向上のため、人事評価制度を新たに構築し運用を開始する。

(3) 職場環境の充実

職員のワークライフバランスを推進し、健康管理、職場の安全衛生の確保、福利厚生など職員の就労環境整備を行う。また、労働安全マネジメントの一環として、職場のメンタルヘルス対策に積極的に取り組み、教育、支援体制、復職支援の体制作りを行い離職率低下や超過勤務時間数の削減を図る。

さらに、職員満足度調査を実施し、その内容を分析、改善を図ることで働きやすく、働きがいのある魅力のある病院・介護施設づくりを行う。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
離職率	3.0%	8.0%
超過勤務時間	8,265時間	8,000時間
職員満足度調査	—	85%

(4) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療及び介護を提供するため、また診療報酬及び介護報酬等の改定に迅速に対応できるよう、医師をはじめとする職員を計画的かつ適切に配置する。需要により必要となった医師、看護師及び医療技術員に対しては常勤以外の雇用形態も取り入れ弾力的な人員配置を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営基盤の強化

(1) 収支の適正化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、複数年での事業運営を視野に入れた効率的かつ効果的な事業運営に努める。

収入を確保するため、診療報酬及び介護報酬改定への迅速かつ的確な対応、需要に即した施設基準の取得、入院患者の病状やその進行具合に合わせた適切なベッドコントロールなどにより収入の増加を図る。診療科毎の目標設定、診療内容の分析を行うことで、収入の確保に努める。

支出を節減するため、診療材料や医療機器に関してはベンチマークシステムを有効活用、設備投資や保守契約においては複合契約や複数年契約の締結、他の医療機関の契約実績の調査を行うなどして節減に努めることで収支の改善を図る。

	令和元年度実績値	令和6年度目標値
入院単価（一般病床）	31,677 円／日	36,236 円／日
病床稼働率	67.6%	87.8%
外来単価	15,228 円／日	10,191 円／日
平均外来患者数 ※1	189.2 人／日	255.0 人／日
居室稼働率（老健入所）	85.4%	95.0%
平均通所者数（老健通所）	48.2 人／日	57.0 人／日
経常収支比率	82.9%	96.0%
職員給与比率 ※2	68.8%	62.9%

※1 予防接種、検診受診者数を除く。

※2 収入に対する職員給与費の割合

一日平均患者数

(単位：人)

	入院		外来	
	令和元年度実績	令和6年度目標	令和元年度実績	令和6年度目標
呼吸器内科	15.3	14.67	13.0	20.0
消化器内科	10.1	8.5	12.0	14.0
循環器内科	0.0	8.5	15.0	20.0
腎臓・透析	0.0	5.0	11.0	25.0
神経内科	4.2	2.0	6.0	8.0
糖尿病内科	3.4	5.0	10.0	15.0
内科	9.3	0.0	18.0	15.0
外科	6.0	12.0	10.0	15.0
整形外科	15.0	20.0	54.0	60.0
皮膚形成外科	1.0	3.0	13.0	10.0
脳外科	—	4.0	2.0	15.0
泌尿器	2.5	3.0	8.0	10.0
小児科	—	—	1.0	5.0
眼科	—	—	10.0	18.0
耳鼻咽喉科	—	—	5.0	5.0

(2) 役割と費用負担の明確化

診療科を充実させ地域に不足する医療機能の補完や住民ニーズに即した医療及び介護の継続的な提供に努め、救急から在宅までの多様な範囲を網羅する医療サービスの提供を目指す。町内唯一の病院としての役割と経営の健全化が両立できるよう、地域の医療及び介護ニーズを的確に捉え、取り組むべき課題を明確にした運営を行う。

なお、不採算になることが想定される政策的な医療及び介護の取り組みに関する運営負担金の繰入については個別に検討を行い、基準以外の受入を発生させることのないよう効率的な法人経営に努める。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰入金について」(総務省副大臣通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 予算（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額	
収入			
収入	営業収益	14,050,656	
		医業収益	11,793,585
		介護老人保健施設事業収益	1,366,171
		運営費負担金収益	886,100
		その他営業収益	4,800
	営業外収益	52,497	
		運営費負担金収益	32,497
		医業営業外収益	8,000
		介護老人保健施設営業外収益	12,000
		一般管理営業外収益	0
	資本収入	5,097,595	
		運営費負担金収益	302,795
		長期借入金	2,562,400
		その他資本収入	2,232,400
	その他収入	0	
計		19,200,748	
支出			
支出	営業費用	13,644,032	
		医業費用	11,401,105
		給与費	8,278,607
		材料費	1,354,856
		経費	1,747,642
		研究研修費	20,000
		介護老人保健施設営業費用	1,313,634
		給与費	849,721
		材料費	122,955
		経費	340,558
		研究研修費	400
		一般管理費	929,293
		給与費	264,691
	経費	664,601	
	営業外費用	107,023	
		医業営業外費用	95,023
		介護老人保健施設営業外費用	0
		一般管理営業外費用	12,000
	資本支出		
		建設改良費	4,794,800
償還金		814,625	
その他資本支出	0		
その他の支出	0		
計		19,360,480	

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 収支計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収益の部		14,438,581
収益の部	営業収益	14,386,084
	医業収益	11,793,585
	介護老人保健施設事業収益	1,366,171
	運営費負担金収益	886,100
	資産見返運営費負担金戻入	302,795
	資産見返補助金戻入	32,633
	資産見返物品受贈額戻入	0
	その他営業収益	4,800
	営業外収益	52,497
	運営費負担金収益	32,497
	医業営業外収益	12,000
	介護老人保健施設営業外収益	0
	一般管理営業外収益	8,000
	臨時利益	0
費用の部		15,694,942
費用の部	営業費用	15,587,919
	医業費用	13,141,994
	給与費	8,278,607
	材料費	1,354,856
	経費	1,747,642
	減価償却費	1,740,889
	研究研修費	20,000
	介護老人保健施設営業費用	1,381,553
	給与費	849,721
	材料費	122,955
	経費	340,558
	減価償却費	67,919
	研究研修費	400
	一般管理費	1,064,372
	給与費	264,691
	経費	799,680
	営業外費用	107,023
医業営業外費用	95,023	
介護老人保健施設営業外費用	0	
一般管理営業外費用	12,000	
臨時損失	0	
目的積立金取崩額		0
純損失		1,256,362

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

4 資金計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額	
資金収入		19,855,284	
資金収入	業務活動による収支	14,050,656	
	診療業務による収入	11,793,585	
	介護業務による収入	1,366,171	
	運営費負担金による収入	886,100	
	その他の業務活動による収入	4,800	
	投資活動による収入	52,497	
	運営費負担金による収入	32,497	
	その他の投資活動による収入	20,000	
	財務活動による収入	5,097,595	
	長期借入れによる収入	4,794,800	
	その他の財務活動による収入	302,795	
前事業年度よりの繰越金		654,536	
資金支出		19,855,284	
資金支出	業務活動による支出	13,751,055	
	給与費支出	9,393,020	
	材料費支出	1,477,811	
	その他の業務活動による支出	2,880,224	
	投資活動による支出	4,794,800	
	有形固定資産の取得による支出	4,794,800	
	その他の投資活動による支出	0	
	財務活動による支出	814,625	
	長期借入金の返済による支出	304,819	
	移行前地方債償還債務による支出	268,397	
	その他の財務活動による支出	241,409	
	次期中期目標の期間への繰越金		494,804

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

現病院の敷地等については、法第42条の2の規定により設立団体である鞍手町と協議のうえ、令和3年度以降に納付等を行う。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料等

- (1) 法人の施設を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第21号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない使用料及び手数料は、理事長が別に定める。
- (4) 前2項の規定により難い診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。
- (5) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料等の減免

理事長は、特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより使用料及び手数料を減免することができる。

第10 其他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第6条に定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画（令和3年度から令和6年度まで）

（単位：千円）

	予定額
施設・設備の整備	4,614,800
医療機器等の整備・更新	180,000

(2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

ア. 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、被保険者へ適切な医療を提供することはもとより、検診の促進、疾病予防等健康増進事業にも取り組む。またジェネリック医薬品の採用促進などにも努め、国民健康保険医療費適正化に寄与する。

イ. 介護施設及び整備に関する計画

建設後18年が経過した新館棟の整備や診療所の開設、新規及び更新医療機器の整備においては、計画に沿って行う。

ウ. 地域医療の充実と健全経営の両立

福岡県が定める「地域医療構想」及び「地方独立行政法人くらて病院整備基本構想」に則り、地域住民が安全安心に生活できるよう、不足する診療機能の補完及び良質な医療・介護の提供を行う。